

答 申 書

事件名：山形市総務部職員課の「山形市役所本庁舎(山形市旅籠町2丁目3番25号にある事業場)について、令和3年4月1日から令和3年10月31日までの間に、労働安全衛生法に基づいて、産業医が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料」の非公開決定処分に関する件

第1 審査会の結論

山形市長（以下「実施機関」という。）が、「山形市役所本庁舎(山形市旅籠町2丁目3番25号にある事業場)について、令和3年4月1日から令和3年10月31日までの間に、労働安全衛生法に基づいて、産業医が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料」（以下、「本件対象文書」という。）を非公開とした決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経緯

- 1 審査請求人は、令和3年11月23日、山形市情報公開条例（平成9年市条例第39号。以下「情報公開条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して本件対象文書の行政文書公開請求を行った。
- 2 実施機関は、令和3年12月2日、上記請求に対して非公開決定（以下、「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和3年12月6日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求を行った。
- 4 実施機関は、令和4年1月12日、情報公開条例第18条第1項の規定により、山形市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問をした。

第3 審査請求の趣旨

本件処分の取り消しを求める。

第4 審査請求の概要

- 1 山形市役所本庁舎の労働者数は50人を上回るものと予想する。よって実施機関は産業医を選任し（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第13条）、作業場等の巡視を行わせなければならない（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号（以下「規則」という。））第15条）。同条において、その頻度については、「毎月1回以上（中略）少なくとも2月に1回」とされている。（資料の公開を求めた）対象期間中にあるのは、少なくとも3件以上の巡視結果にかかわる資料があつてしかるべきである。
- 2 産業医の巡視を実施することで、山形市役所職員の事業場での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に有効であるほか、夏季には、熱中症対策についての職員への指導に関し、産業医の「労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識」からもたらされる指導は必要不可欠である。よって、令和3年4月1日以降作業場の巡視を行わないことは、産業医の職務を果たしているとは言い難いので、必ず作業場の巡視は行われているはずである。
- 3 産業医や事業者が法で定められた安全衛生活動を確実に実施し、事業者が安全配慮義務を果たしていることを証明する書類の1つとなる重要な意味を持つ資料であるから、作業場の巡視の記録を産業医又は巡視に同行した職員が作成していると考えerことは社会通念上合理的である。
- 4 以上のことから、行政文書が存在しないとする実施機関が行った本件処分及び理由の提示は法に違反している状態であり、不合理であるから、本件処分の取消しを求める。

第5 実施機関の非公開理由説明要旨

- 1 法第13条は、「事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない」と規定しており、その義務の対象となる「事業者」については、法第2条第3号において「事業を行う者で、労働者を使用するもの」と定義している。政令で定める規模の事業場とは「常時50人以上の労働者を使用する事業場」であり（安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第5条）山形市役所本庁では常時50人以上の労働者が使用されている。
- 2 また、規則第15条は、「産業医は、少なくとも毎月1回（産業医が、事業者か

- ら、毎月1回以上、衛生管理者が行う巡視の結果等の情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも2月に1回)作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない」と規定している。
- 3 これらのことから、市は「事業者」に当たり、産業医を選任する義務があるとともに、市が選任した産業医には規則第15条に規定する頻度でその選任に係る作業場等を巡視する義務がある。
 - 4 これに関して、実施機関では、産業医は選任しているが、産業医による作業場等の巡視は年2回の実施とし、少なくとも毎月1回又は2月に1回の実施はしていなかった。
 - 5 以上のことから、対象期間においては、産業医による巡視が実施されておらず、ゆえに当該巡視に係る記録も存在しないとするには、何ら不自然又は不合理な点はない。
 - 6 よって、行政文書が存在しないことを理由に非公開とした本件処分は適法かつ正当になされたものであり、法の規定に従えば産業医による作業場等の巡視は行われているはずとの推測をもとにした審査請求人の主張は採用できないことから、本件処分を維持することが適当である。
 - 7 なお、産業医による作業場等の巡視が規則に規定する頻度で実施されていないという状況は是正されなければならない。これについては、処分庁において、関係法規の理解が不十分であり、不適切な運用であったことを認め、令和3年12月から毎月1回実施するよう改めている。

第6 審査会の判断の理由

1 本件対象文書の存否について

審査請求人の主張は、要するに実施機関には産業医に巡視を行わせる法的義務があり、この義務履行の証明にもなる巡視記録等が存在しないわけではないというものである。すなわち、実施機関が法令を遵守してきたことを前提としている。

しかしながら、当審査会において実施機関から聞き取りを行ったところ、産業医による作業場等の巡視は年2回で足りるとの誤解により、審査請求人が指定した期間に当該巡視が実施されていないことが確認された。

よって、実施機関が不存在とした公文書については、そもそも作成されていな

かったと認められる。

また、仮に巡視記録等が作成されていたとして、実施機関がこれをことさら秘匿しなければならない事情は認められない。

2 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 付言

審査請求にかかる審査会の結論は以上のとおりであるが、公開制度のありかたにつき若干の付言をする。

本件対象文書につき実施機関が「不存在」を理由として非公開とした決定が妥当であることは前記の通りである。しかし、請求にかかる文書については、法によって課せられた義務が履行されていたならば作成されて然るべきものであることから、本件対象文書が不存在とされたことについて、審査請求人が疑念を持ったことも理解できないわけではない。

そこで、今後の情報公開制度のありかたとして、仮に請求に係る文書が存在しない場合であっても、非公開の理由を単に「不存在」と記載するだけでなく、事案によっては、非公開決定の通知書中に、対象文書が存在しないことの理由、事情を記載するなどして請求者に対する説明責任を果たすことも検討されたい。

以 上